

独占禁止法調査手続の適正化に向けての意見

公益社団法人 関西経済連合会

経済の活性化のために公正かつ自由な競争環境を確保することは重要課題であり、関西経済界としても、法令順守のための取り組みを一段と強化していく所存である。

公正かつ自由な競争環境を担保するための法律である独占禁止法においては、数次の法改正により、課徴金や排除措置命令の拡充、課徴金減免制度の導入など、大幅にその法執行力が強化され、他国の制度と比較しても遜色のないものとなっている。

しかし一方で、公正取引委員会による課徴金等の措置は企業経営に重大な影響を及ぼすものであり、また、事件に関する調査手続が刑事手続につながる可能性もあることから、調査を受ける企業やその役職員には、正当な防御権が保障される必要がある。欧米諸国では、競争法違反事件に関する被調査者に基本的な権利として様々な防御権が認められており、わが国の審査手続（行政調査、犯則調査の双方とも）においても、国際水準に適う適正手続（Due Process）が十分に確保されるべきである。

2013年独占禁止法改正法の附則では、公正取引委員会が事件について必要な調査を行う手続について、事件関係人が十分な防御を行うことを確保する観点から検討を行い、公布後1年を目途に結論を得て、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとしている。それを受けて、内閣府において、有識者からなる「独占禁止法審査手続についての懇談会」が本年2月に設置され、年末に報告書を取りまとめる予定で検討が進められている。

そこで、当会として、独占禁止法調査手続の適正化に向けた改善策について、下記のとおり意見を取りまとめたので、内閣府の「独占禁止法審査手続についての懇談会」の検討結果に反映されるよう要望する。これら調査手続の改善策は、実効性を担保するため、内規等によらず、必ず法律に明記すべきである。

記

1. 弁護士を立てる権利、弁護士・依頼者間秘密権

調査を受ける者が、現在行われている調査の法的根拠、自らが有する権利の確認、法的な疑問に対する的確な対応などのために、弁護士のサポートを得ることは欧米では当然に認められている。

したがって、立入検査時および供述聴取時に、被調査者には弁護士の立会を求める権利があること、調査当局にはその権利があることを被調査者に告知する義務があることを法律上明記すべきである。また、弁護士と依頼者間の通信や相談・調査内容等は開示を拒む権利も法律上明記すべきである。

2. 供述調書作成時における写しの交付請求権

供述者が自らの被疑事実が何かを明確に認識し、適正な防御を行うためには、供述調書が作成された時に、被調査者は写しの交付を請求できる権利を法律上明記すべきである。また、事情聴取時に被調査者がメモ等の記録をとることも認めるべきである。

3. 立入検査時における提出資料の謄写権

立入検査時における提出資料については、防御権の行使のみならず、日常の業務の支障とならないよう、提出前に謄写ができることを法律上明記すべきである。

4. 黙秘権・自己負罪拒否特権

犯則調査では黙秘権・自己負罪拒否特権があるが、行政調査事案が犯則調査の対象に移行しうる可能性があることから、行政調査の場合でも被調査者には黙秘権・自己負罪拒否特権があること、調査当局にはその権利があることを告知する義務があることを法律上明記すべきである。

以 上